



## 郡山地方広域消防組合から

### 郡山地方広域消防組合 火災予防条例の一部改正

平成25年8月15日に発生した京都府福知山市の花火大会での火災を踏まえ、花火大会や祭りなどのイベントについて、一定の防火管理体制の義務付けを行うために火災予防条例を一部改正しました。

#### ◎改正内容

#### 1. 火を使用する器具およびその使用に際し、火災の発生の恐れのある器具の取り扱いの基準に関する事項

- ・対象火気器具等\*を花火大会や祭りなど、大勢の人が集合する催しで使用する際には消火器を準備する。

※対象火気器具等…ガスコンロ、石油ストーブ、発電機など

#### 2. 指定催しの指定

- ・消防署長は、屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める次の要件に該当するものを指定催しとして指定する。
- (1)大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路などの場所を会場として開催する場合
- (2)出店する露店が100店舗を超える規模の催しの場合

#### 3. 屋外における催しの防火管理

- ・指定催しを主催する者は、防火管理者を定め、火災予防上必要な計画を作成させ、当該計画に従って業務を行わせる。
- ・また原則として14日前までに当該計画を消防機関に提出しなければならない。

#### 4. 火災とまぎらわしい煙などを発するおそれのある行為などの届出に関する事項

- ・多数の者が集合する催しに際し、対象火気器具等を使用する露店などを開設する場合は、消防機関に届け出なければならない。

#### 5. 罰則に関する事項

- ・「指定催しの指定」を受けた主催者が火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合、主催者に対し罰金を科する。



## お願い

浄化槽を上手に使って  
きれいな河川を守りま  
しょう

なで地球の水環境を守りま  
しょう。

#### 【台所では】

- ・調理クズや食べ残しは回収し、ゴミとして処分するか堆肥作りに再利用しましょう。

浄化槽は皆さんの生活の中  
で出た汚れた水を浄化する  
重要な施設です。浄化槽  
を上手に使うことにより汚  
水の処理をしている微生物  
などが活発になり浄化槽  
が長持ちし、河川への排水  
もきれいになります。みん

#### 【お風呂では】

- ・カビ取り剤・入浴剤は控

えめに。浄化槽内の微生物  
に悪影響を与えます。

- ・残り湯は洗濯などに利用  
するよう心掛けましょう。

#### 【洗濯機では】

- ・塩素系漂白剤はできるだけ  
浄化槽に流れないように  
注意しましょう。

- ・洗濯の回数は少なくなる  
よう心掛けましょう。

#### 【トイレでは】

- ・トイレトペーパーは、  
専用のを適量ご使用  
ください。

・便器の清掃にもできるだけ  
酸性・アルカリ性の強い洗  
剤は使用しないでください。

#### 【その他】

- ・ブローの電源は絶対に切ら  
ないでください。
- ・浄化槽の上には物を置か  
ないでください。
- ・洗濯・風呂・台所などの排  
水は時間をずらして流しま  
しょう。一度に流すと悪臭  
の発生などの原因になる場  
合があります。

町では新たに浄化槽を設置  
する方を対象に事業を実施し  
ています。詳しくは「広報お  
のまち6月号」をご覧ください。

#### 問 地域整備課

TEL 7216936  
FAX 7213121